

第 33 条 (事業者による本件施設の引渡し及び県による所有権の取得)

事業者は、第 30 条に基づき交付された工事完成確認通知書の受領と同時に、別紙 6 の様式による目的物引渡書を県に交付し、本件引渡予定日において本件各施設の引渡しを行い、本件各施設の所有権を県に取得させる。

第 34 条 (本件施設等の瑕疵担保)

- 1 県は、本件施設又は事業者により本件施設内に設置された機器・備品等に瑕疵があるときは、事業者に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補(備品については交換を含む。以下同じ。)を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、本件各施設の引渡しの日から 2 年以内に行わなければならない。ただし、事業者が当該瑕疵を知っていたとき、その瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 87 条第 1 項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分について生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10 年間とする。
- 3 県は、本件各施設が第 1 項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、第 2 項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を県が知った日から 1 年以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。
- 4 事業者は、工事請負人等を使用する場合、当該工事請負人等をして、県に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、大要、別紙 8 の様式による保証書を差し入れさせる。

第 35 条 (工期の変更)

- 1 県が事業者に対して本件工事にかかる工期の変更を請求した場合、県と事業者は協議により当該変更の当否を定める。
- 2 事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として事業者が工期の変更を請求した場合、県と事業者は協議により当該変更の当否を定める。ただし、県と事業者の間において協議が調わない場合、県が合理的な工期を定め、事業者はこれに従わなければならない。

第 36 条 (本件施設の引渡し遅延による費用負担)

第 30 条に基づく工事完成確認通知書の事業者への交付が本件引渡予定日より遅延した場合、事業者は、本件引渡予定日から実際に工事完成確認通知書が事業者に交付された日までの期間(両端日を含む。)について、当該本件施設に関する施設整備費相当額(ただし、維持管理・運営期間中の金利を含まない。)に年 5%の割合で計算した遅延損害金を県に支払う。

第 5 章 本件施設等の維持管理及び運営

第 1 節 総則

第 37 条 (維持管理・運営業務計画書の作成・提出)

- 1 事業者は、要求水準書等に従い、維持管理期間を通じた維持管理・運営業務に関する計画書(以下、「維持管理・運営業務総合計画書」という。)を作成し、平成 18 年 3 月末日までに県に提出して県の確認を得る。事業者は、維持管理期間中(本契約が当該期間の満了日以外の日前において解除されたことにより終了する場合には、当該解除の日まで)、本事業契約、要求水準書等及び維持管理・運営業務計画書に従って、本件施設等の維持管理・運営業務を実施する。
- 2 事業者は、立体駐車場に関する本件引渡予定日の属する事業年度及びその翌事業年度について(但し、当該本件引渡予定日が平成 19 年 4 月 1 日以降となる場合には、本件引渡予定日の属する事業年度のみとする。)は平成 18 年 5 月末日までに、その後の事業年度については当該事業年度開始日の 30 日前までに、県との協議により維持管理業務年間計画書及び運営業務年間計画書を作成の上、県に提出して県の確認を受ける。維持管理業務年間計画書及び運営業務年間計画書(以下、維持管理業務年間計画書と運営業務年間計画書を「維持管理・運営業務計画書」と総称する。)の記載事項については、県が定めて事業者に対して通知する。
- 3 事業者は、前項に規定する維持管理業務年間計画書においては、第 1 条第 3 号に記載されるそれぞれの業務区分について、それぞれ建物保守管理業務年間計画書、設備保守管理業務年間計画書、清掃業務年間計画書、植栽・外構維持管理業務年間計画書、病院敷地内外構等清掃業務年間計画書及び病院敷地内外構等植栽管理業務年間計画書を策定し、運営業務年間計画書においては、第 1 条第 8 号に記載されるそれぞれの業務区分について、自動車整理業務年間計画書、駐車料金徴収業務年間計画書、及び安全管理業務年間計画書を策定する。
- 4 事業者は、要求水準書等に定められた所要の性能及び機能を保つため、維持管理・運営業務計画書に従って、第 1 条第 3 号及び第 8 号記載の各業務を実施する。
- 5 県は、モニタリング実施計画書の第 1 次案を作成する。県と事業者はモニタリング実施計画書の内容について協議を行い、本件引渡予定日の 6 ヶ月前までに、モニタリング実施計画書の内容を合意する。

第 38 条 (維持管理・運営業務)

- 1 事業者は、自らの責任と費用負担において、要求水準書等に定める条件に従い、第 30 条に基づく工事完成確認通知書が事業者に交付された日の翌日以降、維持管理・運営業務を開始し、かつ、維持管理期間中、維持管理・運営業務を行う責任を負う。但し、開業日以降でなければ運営業務(準備行為を除く。)を開始してはならない。
- 2 県は、要求水準書を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応(サ

ービス対価の変更を含む。)について協議を行い、事業者の合意を得る。

3 事業者は、本件施設等の維持管理・運営期間中、自ら又は維持管理・運営業務の受託者をして別紙4に定める保険に加入し又は加入させる。なお、当該保険の保険料は事業者又は工事請負人等の負担とする。事業者は、かかる保険の証券又はこれに代わるものとして県が認めたものを維持管理期間の開始に先立ち直ちに県に提示しなければならない。

4 維持管理・運営費用が増加する場合又は損害が発生した場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 県の責めに帰すべき事由 (①県の指示又は請求 (事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)、②本事業契約入札説明書又は要求水準書の不備又は県による変更、若しくは③県による要求水準書の変更 (事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)) により、維持管理・運営費用が増加する場合又は損害が発生した場合、県が当該増加費用又は当該損害を負担する。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由により、維持管理・運営費用が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。

(3) 法令の変更又は不可抗力により、維持管理・運営費用が増加する場合又は損害 (本件施設等の損傷も含む。) が発生した場合、第10章又は第11章に従う。

第39条 (業務報告)

1 事業者は、本事業契約に別途定めるもののほか、維持管理・運営業務に関する業務日報、業務月報及び業務年報 (以下、総称して「業務報告書」という。) を業務報告のために作成し、業務月報を毎月業務終了後7日以内に、業務年報を事業年度終了後3ヶ月以内に、県に提出する。また、事業者は、県の要求に応じて業務日報を県の閲覧に供する。

2 事業者は、前項に定める業務報告書の内、業務日報及び業務月報は5年間、業務年報は、維持管理期間の終了時まで保管する。

第40条 (維持管理・運営業務に伴う近隣対策)

1 事業者は、自己の責任及び費用負担において、維持管理・運営業務を実行するに当たって、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。また、県は、かかる近隣対策の実施について、事業者に対し協力する。

2 前項の近隣対策の結果、事業者に生じた費用については、原則として事業者が負担する。

3 前項にかかわらず、本件施設等を設置・運営すること自体に直接起因する費用又は損害については県が負担する。また、本件施設等を設置・運営すること自体に対

する住民反対運動・訴訟等に対する対応は県が行うものとする。

第41条 (維持管理期間中の第三者の使用)

1 事業者は、維持管理・運営業務を第三者へ委託し又は請け負わせようとするときは、関連資料を添えて県に対して事前に通知し、県の承諾を得た場合には、維持管理・運営業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、構成員又は協力企業に対して委託を行う場合には、県の承諾を要せず、当該構成員又は協力企業に委託を行った旨通知すれば足りる。

2 前項に基づき、第三者が事業者から委託を受け又は請け負った維持管理・運営業務の一部について、さらにその他の第三者にその一部につき委託し又は下請人を使用するときは、事業者は県に対して速やかにその旨を通知し、県の承認を得なければならない。ただし、維持管理・運営業務の軽微な部分を委託し又は請け負わせようとするときは、予め通知をすれば足りる。

3 県は、必要と認めた場合には、随時、事業者から維持管理・運営業務の遂行体制について報告を求めることができる。

4 第1項及び第2項に基づく、維持管理・運営業務の受託者、請負人及び下請人 (以下、総称して「受託者等」という。) の使用は、すべて事業者の責任において行い、受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

5 受託者等に関する何らかの紛争等に起因して維持管理業務又は運営業務に支障が生じた場合において、県又は事業者が負担することとなる増加費用については、すべて事業者が負担する。

第42条 (関係者との調整)

1 事業者は、維持管理・運営業務を遂行するに当たり、自らの費用及び責任において、中央病院関係者との間で、本件施設等の円滑な維持管理、運営のために相互に協力関係を維持し、維持管理・運営業務計画書の策定に当たっては、中央病院関係者と必要な協議を行う。

2 事業者が前項に基づく協議を行うに当たって、県は必要な協力を行う。ただし、県がかかる協力を行ったことをもって、事業者は本契約上の責任を何ら軽減されるものではない。

第43条 (本件施設等の修繕)

1 事業者が、自己の責任と費用負担において、維持管理・運営業務計画書に記載のない本件施設等の修繕・更新を行う場合、事前に県に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、県の事前の承諾を得なければならない。

2 事業者は、本件施設等の修繕・更新を行った場合、当該修繕・更新について県の立会による確認を受け、当該確認後、必要に応じて設計図書に反映し、使用した設計図、完成図等の書面を速やかに県に提出する。

3 県は、県の責めに帰すべき事由により、本件事業の事業期間中に維持管理・運営業務計画に定めのない本件施設等の修繕・更新を行う必要が生じた場合には、県の責任と費用負担において、かかる修繕・更新を行うものとする。ただし、維持管理・運営業務計画に定めがない場合であっても、事業者の責めに帰すべき事由に基づく修繕・更新についてはこの限りではない。

第44条 (総括責任者及び業務責任者)

事業者は、維持管理・運営業務の全体を総合的に把握し調整を行う総括責任者及び維持管理・運営業務の各区分毎に総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、維持管理期間の開始前に県に届け出る。総括責任者又は業務責任者を変更した場合も同様とする。

第45条 (従事職員名簿の提出等)

- 1 事業者は、維持管理・運営業務に従事する者(以下「従事職員」という。)の名簿を県に維持管理・運営業務開始前に提出し、異動があった場合、速やかに県に報告せねばならない。
- 2 事業者は、維持管理・運営業務の遂行に当たり、維持管理・運営業務開始前に、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を予め県に提出し、県の承諾を得なければならない。
- 3 県は、事業者の従事職員がその業務を行うに不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対し交替を請求することができる。

第46条 (本件施設等にかかる水道光熱費)

事業者は、本件施設等にかかる水道光熱費について、水道、ガス、電気等の供給業者との間で供給に係る契約を締結し、当該供給業者に対して、本件施設等について発生した水道光熱費の支払いを自らの負担において行う。

第2節 維持管理業務

第1款 建物保守管理業務

第47条 (建物保守管理業務の実施)

- 1 事業者は、本件施設等につき本事業契約及び設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つため、要求水準書等に従って本件施設等の建物に関する部分につき建物保守管理業務を行う。
- 2 事業者は、本件施設等の建物に関する部分につき修繕等が必要と思われる場合には、迅速に調査・診断を行い、必要な場合には、要求水準書等に提示された条件に従い至急修繕等を実施する。但し、県の責めに帰すべき事由に基づき修繕等が必要となった場合には、県と協議の上、本件施設等の修繕等を実施する。

第2款 設備保守管理業務

第48条 (設備保守管理業務の実施)

- 1 事業者は、本件施設等の設備に関する部分につき、本事業契約及び設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つため、要求水準書等に従って本件施設等の設備に関する部分につき設備保守管理業務を行う。
- 2 事業者は、本件施設等の設備に関する部分につき修繕等が必要と思われる場合には、迅速に調査・診断を行い、必要な場合には、要求水準書等に提示された条件に従い至急修繕等を実施する。但し、県の責めに帰すべき事由に基づき修繕等が必要となった場合には、県と協議の上、本件施設等の修繕等を実施する。

第49条 (設備管理記録の作成及び保管)

事業者は、本件施設等の各種設備の運転・点検整備等の記録として、点検記録及び整備・事故記録等を作成する。この場合において、点検記録は3年以上、整備・事故記録等は維持管理期間中保管する。

第50条 (異常時の報告)

事業者は、運転監視及び定期点検等により異常が発見された場合には、適切な処置を施した上、第44条に従い定められた総括責任者を通じ、県に対し、発見された異常箇所を速やかに報告する。

第3款 清掃業務

第51条 (清掃業務の実施)

- 1 事業者は、要求水準書等に従い、本件施設等及びその外構につき清掃業務(日常清掃及び定期清掃を含む。)を行う。
- 2 清掃用具、洗剤等の資材又は機材及び衛生消耗品の確保及び補充は、すべて事業者の責任及び費用で行う。

第4款 植栽・外構維持管理業務

第52条 (植栽・外構維持管理業務の実施)

- 1 事業者は、要求水準書等に従って植栽・外構維持管理業務を行う。
- 2 事業者は、植栽につき薬剤散布又は化学肥料を使用する場合、あらかじめ県と協議のうえこれを使用する。

第5款 病院敷地内の外構にかかる維持管理業務

第53条 (病院敷地内の外構にかかる清掃業務)

- 1 事業者は、要求水準書等に従って病院敷地内の本件施設を除く病院敷地内の外構につき清掃業務（日常清掃及び定期清掃を含む。）を行う。
- 2 清掃用具、洗剤等の資材又は機材及び衛生消耗品の確保及び補充は、すべて事業者の責任及び費用で行う。

第54条（病院敷地内の外構等にかかる植栽管理業務）

- 1 事業者は、要求水準書等に従って病院敷地内の本件施設を除く外構及び屋上庭園につき植栽管理業務を行う。
- 2 事業者は、植栽につき薬剤散布又は化学肥料を使用する場合、あらかじめ県と協議のうえこれを使用する。

第6款 その他の業務

第55条（廃棄物処理業務）

事業者は、要求水準書等に従って廃棄物処理業務を行う。

第56条（除雪業務）

- 1 事業者は、要求水準書等に従って除雪業務を行う。
- 2 事業者は、業務の実施前及び実施後に速やかに行った業務の内容につき県に報告する。

第57条（自動販売機の設置）

- 1 事業者は、本件施設等内において、自らの費用負担により自動販売機の設置を行うことができる。
- 2 前項に規定する自動販売機において販売することができるものは清涼飲料水のみとし、事業者は、自動販売機において販売する物品につき、県の事前の承諾を得なくてはならないものとする。
- 3 前2項に従い自動販売機を設置する場合、事業者は、「山梨県行政財産使用料条例」に従い、敷地の使用料を県に支払う。
- 4 自動販売機より得られる収入は、事業者に帰属するものとし、自動販売機の稼働により生じる電気代は、事業者が負担する。

第3節 運営業務

第58条（自動車等整理業務の実施）

- 1 事業者は、要求水準書等に従い、自動車等整理業務を行う。
- 2 事業者は、実施業務の結果を記録し、県からの要請があった場合、県に対し、その内容を報告する。

第59条（駐車料金徴収業務の実施）

- 1 事業者は、要求水準書等に従い、駐車料金を徴収業務を行う。
- 2 (1)入院患者の見舞いのために来院した者、(2)営業のために来院した者、(3)その他の来院者を対象として駐車料金を徴収する。
- 3 本件施設等を構成する駐車場の駐車料金は、維持管理期間開始までに県が条例において定める。
- 4 事業者は、「山梨県営病院諸収入条例」に従い駐車料金を利用者より徴収し、県に納入する。
- 5 事業者は、本件施設等の利用者から徴収した駐車料金を紛失した場合には、これを県に賠償する。
- 6 事業者は、「山梨県営病院諸収入条例」に定められる納入期限を遅延した場合、納付すべき期限の翌日から起算して納付があった日までの日数に応じ、納付を遅延した金額につき年5%の割合で計算した遅延損害金を県に支払う。
- 7 県は、随時、自らの費用により利用料金の徴収業務について事業者の監査を実施できる。

第60条（安全管理業務）

事業者は、要求水準書等に従い、本件施設等を利用する車両及び利用者を対象とする安全管理業務を行う。

第4節 県による業務の確認等

第61条（県による説明要求及び立会い）

- 1 県は、事業者に対し、維持管理期間中、維持管理・運営業務について、随時その説明を求め、あわせて県が必要とする書類の提出を請求することができ、また、本件施設等において維持管理及び運営状況を自ら立会いの上確認することができる。
- 2 事業者は、前項に規定する維持管理及び運営状況その他についての説明及び県による確認の実施について県に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 3 前2項に規定する説明又は確認の結果、本件施設等の維持管理及び運営状況が、要求水準書等又は維持管理・運営業務計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、別紙11の規定に従い、県は事業者に対してその是正を勧告する。この場合、事業者は県に対して業務報告書においてかかる勧告に対する対応状況を報告しなければならない。
- 4 県は、必要に応じて、本件施設等について利用者等へのヒアリングを行うことができる。
- 5 県は、説明要求及び説明の実施、立会いの実施を理由として、本件施設等の維持管理・運営業務の全部又は一部について、何らの責任を負うものではない。

第5節 損害・損傷等の発生

第 62 条 (第三者に及ぼした損害)

- 1 事業者が維持管理・運營業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、原則として、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。
- 2 維持管理業務又は運營業務に関し不可抗力により第三者に損害が発生した場合は、第 11 章に従う。
- 3 事業者は、第 1 項に定める損害賠償にかかる事業者の負担に備えるために、本件施設等の維持管理期間中、自己の責任及び費用負担において、自己又は受託者等をして別紙 4 第 2 項記載の保険に加入する。

第 6 章 サービス対価の支払い

第 63 条 (施設等整備費相当額の支払)

- 1 県は、事業者の遂行する施設整備業務に関し、別紙 10 に従って算定される金額を、同記載の支払方法に従って、事業者に対し、維持管理期間中、サービス対価のうち施設等整備費相当額として支払う。
- 2 前項に定める施設整備費相当額の各支払予定日までに、本件日程表に従った本件各施設の引渡しが行われていない場合、県は、当該引渡しまでは前項の支払をすることを要しない。
- 3 サービス対価のうち施設整備費相当額の支払額について物価変動による改定は行わない。

第 64 条 (施設整備費相当額の減額支払)

県の行為、法令の変更(但し、別紙 12①②及び③の法令の変更に限る。)又は不可抗力等により施設整備業務に係る費用が減少した場合、県はその減少費用を施設整備費相当額から減額することができる。

第 65 条 (維持管理・運営費相当の支払)

- 1 県は、事業者の遂行する維持管理・運營業務に関し、毎年度 4 回、第 78 条に基づくモニタリングを実施して要求水準書等に定められた要求水準が満たされていることを確認した上、かかるサービス提供の対価として別紙 10 に従って算定される金額を、同別紙記載の支払方法で、維持管理期間中、事業者に対してサービス対価のうち、維持管理・運営費相当額として支払う。なお、維持管理・運營業務にかかる光熱水費の負担については、入札説明書の記載に従う。
- 2 県は、事業者に対し、前項の確認の結果を通知し、当該通知の後、事業者は、県に対してサービス対価の請求書を提出する。
- 3 第 1 項にかかわらず、サービス対価のうち維持管理・運営費相当の支払額は、物価変動に伴い、別紙 10 に従って改定される。

第 66 条 (維持管理・運営費相当の減額)

- 1 県の行為、法令の変更(但し、別紙 12①②及び③の法令の変更に限る。)又は不可抗力等により維持管理・運營業務に係る費用が減少した場合、県はその減少費用を維持管理・運営費相当額から減額することができる。
- 2 第 78 条に基づくモニタリングの結果、維持管理業務又は運營業務について、要求水準書等に記載された県が求める水準を満たしていない事項が存在することが県に判明した場合、県は別紙 11 に記載する手続に基づいて維持管理・運営費(光熱水費を除く)相当の減額を行う。
- 3 事業者が県に提出した業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、県に対して、当該虚偽記載がなければ県が別紙 11 に従って減額し得た金額を返還しなければならない。

第 7 章 契約期間及び契約の終了

第 1 節 契約期間

第 67 条 (契約期間)

- 1 本事業契約は、契約締結日から効力を生じ、維持管理期間の終了日をもって終了する。
- 2 事業者は、前項の契約期間中、要求水準書等に定められた要求水準を満たす状態に保持する義務を負い、契約期間終了 3 ヶ月前までに、本件施設等及び設備機器並びにじゅう器・備品等の修繕・更新の必要性を検討し、必要に応じ修繕・更新を行う。
- 3 事業者は、契約終了に当たっては、県に対して、要求水準書記載の業務その他それに付随する業務のために本件施設等を県が継続使用できるよう、維持管理・運營業務に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理・運營業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。
- 4 県は、契約期間満了の 3 ヶ月前に事業者へ通知を行った上、契約期間終了時までに要求水準書等に定められた要求水準が満たされるかについて終了前検査を行い、本件施設等に修繕すべき点が存在することが判明した場合、県は事業者へこれを通知し、事業者は速やかにこれを修繕する。事業者が、かかる修繕を行わなかった場合又は本件施設等が要求水準書等に定められた要求水準を満たすためには事業者の行った修繕が不十分であると県が判断した場合、県は、サービス対価の支払を留保することができる。かつ、事業者は、県の請求により、本件施設が要求水準書等に定められた要求水準を満たすために必要な修繕を行うために要する費用を、県に支払う。
- 5 事業者は、契約期間満了の 3 ヶ月前までに、契約期間満了後の本件施設等及び設

備機器並びにじゅう器・備品等の修繕・更新の必要性について調査を行い、これを県に報告し、県はかかる報告内容を確認する。

第2節 事業者の債務不履行による契約解除

第68条（事業者の債務不履行による契約解除）

1 次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、県は、事業者に対して通知した上で、本事業契約を解除することができる。

- (1) 事業者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 事業者にかかる破産申立て、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者（事業者の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (3) 事業者が、業務報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
- (4) 事業者が、その適用ある法律、条例及びその他の法令につき、重大な違反を行ったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本事業契約に違反し、又は表明保証が真実でなく、その違反又は不実により本事業契約の目的を達することができないと県が認めたとき。ただし、維持管理・運営期間中の要求水準を満たしていない場合（別紙11に規定される。）の契約終了の手続は別紙11に従う。

2 本事業の入札に関し、事業者の構成員又は協力企業につき、次の各号のいずれかの事由があったときには、県は、事業者に対して通知した上で、本事業契約を解除することができる。

- (1) 構成員又は協力企業のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決（同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消の訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (2) 構成員又は協力企業のいずれかが、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。
- (3) 構成員又は協力企業のいずれかが、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 構成員又は協力企業のいずれかの役員又は使用人について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。
- (5) 構成員又は協力企業のいずれかが、入札説明書において提示された入札参加資格の一部又は全部を喪失していたことが明らかとなった場合。

第69条（本件施設のうち病院前駐車場引渡し前の解除）

1 本事業契約締結日以後、本件施設のうち病院前駐車場の事業者から県に対する引渡しまでの間において、事業者の責めに帰すべき事由により、次に掲げる事項が発生した場合は、県は、事業者に対して通知した上で本事業契約の全部又は任意の本件各施設に関連する部分を解除することができる。

- (1) 事業者が、本件日程表に記載された工事開始日を過ぎても本件工事を開始せず、県が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から県に対して県が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (2) 病院前駐車場に関する調査・設計・建設期間内に病院前駐車場が完成しないとき、又は病院前駐車場の調査・設計・建設期間経過後、相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかに存在しないと県が認めたとき。

2 病院前駐車場の引渡し前に前条又は前項により本事業契約が解除された場合、事業者は、県に対して、サービス対価のうち解除にかかる当該本件各施設に関する施設整備費相当額（ただし、維持管理・運営期間中の金利を含まない。）の10分の1に相当する金額を違約金として県の指定する期間内に支払う。また、県は、本件施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができ、当該出来形部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。この場合、県は、相殺後の残額を、県の選択により、経過利息を付した上、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

3 県が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、県は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、県は本件施設の出来形部分を買受ける場合には、当該出来形部分の買受代金と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。

4 第2項の場合において、県が本件施設の出来形部分を買受けない場合、事業者は、自らの費用と責任により、本件土地を原状（更地）に回復した上で県に引き渡さなければならない。

第70条（本件施設全ての引渡し前の解除）

1 病院前駐車場の引渡し以後、事業者から県に対する本件施設全ての引渡しまでの間において、事業者の責めに帰すべき事由により、次に掲げる事項が発生した場合は、県は、事業者に対して通知した上で本事業契約の全部又は任意の本件各施設に関連する部分を解除することができる。

- (1) 事業者が、本件日程表に記載された工事開始日を過ぎても本件各施設に関する本件工事を開始せず、県が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から県に対して県が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (2) 立体駐車場に関する調査・設計・建設期間内に立体駐車場が完成しないとき、又は立体駐車場の調査・設計・建設期間経過後、相当の期間内に工事

- を完成する見込みが明らかに存在しないと県が認めたとき。
- (3) 南側駐車場及び病院南側道水路に関する調査・設計・建設期間内に南側駐車場及び病院南側道水路が完成しないとき、又は南側駐車場及び病院南側道水路に関する調査・設計・建設期間経過後、相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかに存在しないと県が認めたとき。
 - (4) 北側駐車場に関する調査・設計・建設期間内に本件施設が完成しないとき、又は北側駐車場に関する調査・設計・建設期間経過後、相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかに存在しないと県が認めたとき。
 - (5) 事業者が、本件施設等を構成する各施設に関し、本件日程表において維持管理・運営業務を開始する日と定められた日以降相当の期間を経過しても維持管理・運営業務を開始せず、又は連続 30 日以上若しくは 1 年間に於いて 60 日以上に渡り要求水準書等及び維持管理・運営業務計画書に従った維持管理業務又は運営業務を行わないとき。
- 2 本件施設全ての引渡し前に第 68 条又は前項により本事業契約が解除された場合、事業者は、県に対して、サービス対価のうち解除にかかる引渡前の本件各施設に関する施設整備費相当額（ただし、維持管理・運営期間中の金利を含まない。）の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として県の指定する期間内に支払う。また、県は、解除にかかる本件各施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができ、当該出来形部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。この場合、県は、相殺後の残額を、県の選択により、経過利息を付した上、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
 - 3 県が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、県は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、県は解除にかかる本件施設の出来形部分を買受ける場合には、当該出来形部分の買受代金と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。
 - 4 第 68 条又は第 1 項により事業者が本件施設等の一部につきすでに維持管理・運営業務を開始している本件施設等につき本事業契約が解除された場合、事業者は、第 2 項に基づき支払われる違約金に加え、当該解除にかかる維持管理・運営業務を行っている施設に関する、当該解除が生じた事業年度の維持管理・運営費相当の 1 年間分の金額の 10 分の 2 に相当する違約金を県の指定する期間内に県に対して支払わなければならない。
 - 5 県は、当該解除の日までに事業者が維持管理・運営業務に従事した実日数分のサービス対価につき、1 年を 365 日とする日割計算により算出し、これを事業者を支払う。県は、当該サービス対価と前項の違約金支払義務とを対当額にて相殺することができる。
 - 6 第 2 項の場合において、県が本件施設の出来形部分を買受けない場合、事業者は、自らの費用と責任により、本件土地を原状（更地）に回復した上で県に引き渡さ

なければならない。

第 71 条（本件施設引渡し以後の解除）

- 1 本件施設の引渡し以降において、事業者の責めに帰すべき事由により、次に掲げる事項が発生した場合は、県は事業者に対して相当の期間を定めて事業者において当該違反行為を治癒すべき旨を通知する。この場合、当該相当期間中にかかる違反行為が治癒されないときには、事業者に対して通知をした上で本事業契約の全部又は任意の本件各施設に関連する部分を解除することができる。当該解除にかかわらず、県は、本件施設の所有権を保持する。
 - (1) 事業者が本件施設等について、本件日程表において維持管理・運営業務を開始する日と定められた日以降相当の期間を経過しても維持管理・運営業務を開始せず、又は連続して 30 日以上又は 1 年間に於いて 60 日以上にわたり、要求水準書等及び維持管理・運営業務計画書に従った維持管理業務又は運営業務を行わないとき。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。
- 2 本件施設の引渡し後に第 68 条又は前項により本事業契約が解除された場合、事業者は、当該解除が生じた事業年度の維持管理・運営費相当の 1 年間分の金額の 10 分の 2 に相当する違約金を県の指定する期間内に県に対して支払わなければならない。なお、県は、サービス対価のうち施設整備費相当額の残額を、上記違約金と相殺することにより決済した上、経過利息を付した上、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
- 3 県が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、県は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、県は前項に基づくサービス対価のうち施設整備費相当額の残額と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。

第 3 節 県の債務不履行による契約解除

第 72 条（県の債務不履行による契約解除）

- 1 県が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、県が事業者による通知の後 60 日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は本事業契約を解除することができる。ただし、この場合、県への引渡が完了している本件施設の所有権は、県に留保される。この場合、県は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ年 3.6%の割合で計算した額を事業者に対して遅延損害金として支払う。
- 2 前項に基づき本事業契約が解除された場合において、県に対し、本件施設の全ての引渡し完了していない場合、県は、検査の上、本件施設の出来形部分を買取る。県は、経過利息を付した上、その選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

- 3 第1項に基づき本事業契約が解除された場合、県は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害及び合理的な増加費用を賠償する。この場合においても、県は、本件施設の全部又は一部につき引渡しが完了しているときには、サービス対価のうち施設整備費相当額の残額を、経過利息を付した上、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
- 4 第1項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、事業者が第1項記載の金額以上に県に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。

第4節 県による任意解除

第73条（県による任意解除）

県は、事業者に対して、180日以上前に通知を行うことにより、相当の理由を付して本事業契約を解除することができる。この場合、県は、本件施設の引渡しが完了している本件施設については、当該本件施設の所有権を保持し、引渡しが完了していない本件施設については、当該本件施設の出来形部分を取得する。県は、引渡しが完了している本件施設についてはサービス対価のうち施設整備費相当額の残額を、引渡しが完了していない本件施設については出来形部分に相応する工事費相当額を、経過利息を付した上、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。また県は事業者に対して、当該解除により事業者が被った一切の損害（逸失利益を含むが、これに限られない。）を速やかに賠償する。

第5節 法令変更による契約解除

第74条（法令変更による契約の解除）

第81条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令の変更により、県が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議の上、本事業契約の全部を解除することができる。この場合、(1)県への引渡しが完了している本件施設については、その所有権は県に帰属し、(2)県の引渡しが完了していない本件施設については、県は出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。なお、これらの場合、県は、引渡しが完了している本件施設についてはサービス対価のうち施設整備費相当額の残額を、引渡しが完了していない本件施設については出来形部分に相応する工事費相当額を、経過利息を付した上、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。また、事業者がすでに維持管理業務又は運営業務を開始している場合、県は、事業者が維持管理業務又は運営業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者に支払い、その支払方法については県及び事業者が協議により決する。

第6節 不可抗力による契約解除

第75条（不可抗力による契約解除）

第83条第2項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力にかかる事由が生じた日から60日以内に本事業契約等の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、県は、第83条第2項にもかかわらず、事業者に通知の上で、本事業契約の全部を解除することができる。この場合、(1)県への引渡しが完了している本件施設については、その所有権は県が取得又は県に留保され、(2)県への引渡しが完了していない本件施設については、県は出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。なお、これらの場合、県は、引渡しが完了している本件施設については、サービス対価のうち施設整備費相当額の残額を、引渡しが完了していない本件施設については、出来形部分に相応する工事費相当額を、経過利息を付した上、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。また、事業者がすでに維持管理業務又は運営業務を開始している場合、県は、事業者が維持管理業務又は運営業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者に支払い、その支払方法については県及び事業者が協議により決する。

第7節 事業関係終了に際しての処置

第76条（事業関係終了に際しての処置）

- 1 事業者は、本事業契約が終了した場合において、本件施設内（事業者のために設けられた控室等を含む。）に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（第41条で定義される受託者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下、本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき県の指示に従わなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき県の指示に従わないときは、県は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、県の処置について異議を申し出ることができず、また、県が処置に要した費用を負担する。
- 3 事業者は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、県に対し、本件施設等を維持管理、運営するために必要な事業者の保有する全ての資料を引き渡さなければならない。

第77条（終了手続の負担）

事業契約終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用及び事業者の清算に伴う評価損益等については、事業者がこれを負担する。

第8節 モニタリング及び要求水準未達成に関する手続

第78条（モニタリング及び要求水準未達成に関する手続）

- 1 県は、事業者による要求水準に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙11

に基づき、本事業の各業務につきモニタリング（本事業契約において「モニタリング」という。）を行う。

- 2 モニタリングの結果、事業者による本事業の遂行が要求水準を満たさないと県が判断した場合には、県は、別紙 11 に従って、本事業の各業務につき改善要求措置を行う。
- 3 モニタリングにかかる費用のうち、本条において事業者の義務とされているものを除く部分は、県の負担とする。
- 4 事業者は、何らかの事由で本事業に関し、要求水準を満たしていない状況が生じ、かつ、これを事業者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに県に対して報告・説明しなければならない。

第 8 章 表明・保証及び誓約

第 79 条（事業者による事実の表明・保証及び誓約）

- 1 事業者は、県に対して、契約締結日現在において、次の事実を表明し、保証する。
 - (1) 事業者が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本事業契約を締結し、及び本事業契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
 - (2) 事業者による本事業契約の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者が本事業契約を締結し、履行することにつき法令上及び事業者の社内規則上要求されている一切の手續を履践したこと。
 - (3) 本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行が、事業者に適用のある法令に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - (4) 本事業契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、本事業契約の規定に従い強制執行可能な事業者の債務が生じること。
- 2 事業者は、本事業契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を県に対して誓約する。
 - (1) 本事業契約を遵守すること。
 - (2) 県の事前の承諾なしに、本事業契約上の地位及び本事業について県との間で締結した契約に基づく契約上の地位又は本事業契約に基づく債権及び本事業について県との間で締結した契約に基づく債権について、これを譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。（ただし、県は、合理的な理由なく、かかる承諾を留保又は遅延しない。）
 - (3) 県の事前の承諾なしに、定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、営業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織変更を行わないこと。
 - (4) 代表者、役員又は商号に変更があった場合、直ちに県に通知すること。

第 9 章 保証

第 80 条（契約保証金）

- 1 契約保証金は、(1) 契約保証金に代えて担保として適切と県が認める有価証券等の提供が行われた場合、又は(2) 事業者が自己の責任及び費用負担において、県若しくは事業者を被保険者とし、施設整備費相当額（ただし、維持管理・運営期間中の金利を含まない。）の 10 分の 1 以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、若しくは工事請負人等をして履行保証保険契約を締結させた場合には、これを免除する。履行保証保険契約を締結した事業者若しくは工事請負人等は、本事業契約締結前に当該履行保証保険契約の写しを県に提出しなければならない。なお、事業者は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権の上に、第 69 条第 2 項、第 70 条第 2 項に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、県を第一順位とする質権を設定する。かかる質権設定の費用は事業者が負担する。
- 2 前項に基づく履行保証保険契約の有効期限は本件引渡予定日まで（ただし、本件引渡予定日が延長された場合は延長期間を含む。）とする。

第 10 章 法令変更

第 81 条（通知の付与及び協議）

- 1 事業者は、本事業契約の締結日以降に法令が変更されたことにより、本件施設が設計図書に従い建設若しくは工事ができなくなった場合、又は要求水準書等で提示された条件に従って維持管理、運営できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに県に対して通知しなければならない。この場合において、県及び事業者は、当該通知以降、本事業契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、県及び事業者は、法令の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 県が事業者から前項の通知を受領した場合、県及び事業者は、当該法令の変更に対応するために、速やかに本件施設の設計及び建設、本件施設引渡予定日、本事業契約等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から 90 日以内に本事業契約等の変更について合意が成立しない場合は、県が法令の変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

第 82 条（法令変更による増加費用・損害の扱い）

法令の変更により、施設整備業務、維持管理・運営業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は別紙 12 に従う。

第11章 不可抗力

第83条 (通知の付与及び協議)

- 1 事業者は、不可抗力により、本件施設について、設計図書に従い建設若しくは工事ができなくなった場合、又は要求水準書等で提示された条件に従って維持管理、運営できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに県に通知しなければならない。この場合において、事業者及び県は、通知が発せられた日以降、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、事業者及び県は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 県が事業者から前項の通知を受領した場合、県及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本件施設の設計及び建設、本件引渡予定日、本事業契約等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から60日以内に本事業契約等の変更について合意が成立しない場合は、県が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本件事業を継続する。

第84条 (不可抗力による増加費用・損害の扱い)

不可抗力により、施設整備業務、維持管理・運営業務につき事業者が合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は別紙13に従う。

第85条 (不可抗力による第三者に対する損害の扱い)

不可抗力により、施設整備業務、維持管理・運営業務につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害(ただし、事業者、受託者等が加入した保険等により填補された部分を除く。)の負担は別紙13に従う。

第86条 (本件土地の地盤沈下)

第83条ないし第85条の規定に関わらず、本件事業の実施に伴い本件施設整備に起因して合理的に予想される範囲内での本件土地の地盤沈下については、事業者がその費用及び責任において対処するものとし、かかる範囲の地盤沈下は不可抗力には含まれない。

第12章 その他

第87条 (公租公課の負担)

本事業契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課はすべて事業者の負担とする。県は、事業者に対してサービス対価(及びこれに対する消費税相当額(消費税(消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税をいう。))及び地方消費税(地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に定める税をいう。))相当額をいう。)を支払うほか、本事業契約に関連するすべての公租公課について本事業契約に別段の定めがある場合を除き負担しない。本事業契約締結時点で県及び事業者に予測不可能であ

った新たな公租公課の負担が事業者が発生した場合には、その負担については、別紙12に従う。

第88条 (協議)

本事業契約において、両当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、県及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

第89条 (融資団との協議)

県は、本件事業に関して、事業者に融資する融資団との間において、県が本事業契約に基づき事業者に損害賠償を請求し、また契約を終了させる際の融資団への事前通知、協議に関する事項並びに担保権の設定及び実行につき協議し、本事業契約とは別途定める。

第90条 (株主・第三者割り当て)

- 1 事業者は、本事業契約締結後直ちに、事業者の株主をして別紙14の様式及び内容の誓約書を、県に対して提出させる。
- 2 事業者は、事業者の株主以外の第三者に対し新株を割り当てるときは、事前に県の承諾を得、また、かかる場合、事業者は、新株の割当てを受ける者をして、県に対して、速やかに別紙14の様式及び内容の誓約書を提出させる。
- 3 事業者は、契約期間の終了に至るまで、構成員が事業者の発行済み株式総数の過半数を保持するよう新株の発行を行う。

第91条 (財務書類の提出)

事業者は、契約締結日以降、契約期間の終了に至るまで、事業年度の最終日より3ヶ月以内に、商法上の大会社に準じた公認会計士の監査済財務書類(商法(明治32年法律第48号)第281条による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益の処分又は損失の処理に関する議案及びその附属明細書をいう。)を県に提出し、かつ、県に対して監査報告及び年間業務報告を行う。なお、県は当該監査済財務書類及び第39条第1項に基づいて事業者が県に提出した業務年報を公開することができる。

第92条 (秘密保持)

県及び事業者は、互いに本件事業に関して知り得た相手方の秘密を相手方又は相手方の代理人若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は本事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、県又は事業者が法令に基づき開示する場合はこの限りではない。

第13章 雑則

第93条 (請求、通知等の様式その他)

- 1 本事業契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、

説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除は、書面により行わなければならない。なお、県及び事業者は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。

- 2 本事業契約の履行に関して県と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、「計量法」(平成4年法律第51号)に定める。
- 3 契約期間の定めについては、「民法」(明治29年法律第89号)及び「商法」(明治32年3月9日法律第48号)の定めるところによる。
- 4 本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

第94条 (延滞利息)

県又は事業者が、本事業契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、県は未払い額につき延滞日数に応じ年3.6%、事業者は未払い額につき延滞日数に応じ年5.0%の割合で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。

第95条 (解釈)

- 1 本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、県と事業者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。
- 2 要求水準書等及び実施方針の間に齟齬がある場合、本事業契約、基本協定書、入札説明書に対する質問及び回答書、入札説明書、要求水準書、提案書類及び設計図書、実施方針等質問回答、実施方針の順にその解釈が優先する。また、要求水準書等に定めがない場合、質問回答書のうち契約書(案)にかかる部分に基づき解釈し、当該解釈は提案書類に優先する。
- 3 入札説明書の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、県及び事業者は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

第96条 (準拠法)

本事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

第97条 (管轄裁判所)

本事業契約に関する紛争については、甲府地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

[以下余白]

県(発注者)と事業者とは、おのこの対等な立場における合意に基づいて、以上の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本事業契約の締結を証するため、本事業契約書2通を作成し、県及び事業者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年●月●日

発注者 住所
名称 山梨県
山梨県知事

事業者 住所
名称

契約書